

## 平成30年度 公正入札調査会議議事概要

開催日及び場所	平成31年 3月 6日(水) 15:30~17:30 ホテルグランドヒル市ヶ谷東館2階白樺・東		
委員	会長 遠藤 和義 (工学院大学副学長) 会長代理 楠 茂樹 (上智大学大学院法学研究科教授) 委員 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授) (五十音順) 植村 京子 (深山・小金丸法律会計事務所弁護士) 中村 豪 (東京経済大学経済学部教授)		
討議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成30年12月31日		
討議対象件数	775件		
<b>1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について</b>			
項目	建設工事、建設技術業務について		
意見・質問	回 答		
<b>建設工事、建設技術業務について</b>  ○ 建設コンサルタント業務の契約状況において、特殊性が高く、かつ1案件あたりの金額規模が大きなプロポーザル方式の業務が増加しているとのことであるが、競争性を高めるためにどのような工夫をしているのか。  ○ 防衛省においては、今後島しょ部の案件の増加に伴う特殊な環境調査のような案件も増加することが考えられ、競争性を高めることばかりではなく、契約方式を含めた検討も必要ではないかと考える。	○ ご指摘のあった建設コンサルタント業務は、業務内容から実施する者が限られていることが考えられ、競争性を高める観点からプロポーザル方式の内容を見直す必要もあると考える。他方、発注者が得たいものが果たして得られるのかという課題もあり、業務の内容に応じた検討が必要と思われる。  ○ ご指摘の意見を踏まえ、契約方式を含め検討してまいりたい。		
報告事項	特になし。		

<b>2. 談合疑義案件の処理状況について</b>			
項目	工 事	業 務	談合疑義案件報告数
談 合 情 報	0 件	0 件	0 件
点 検 結 果 疑 義	1 件	0 件	1 件

意見・質問	回答
<p>○ 談合疑義案件では誓約書を提出させ、仮に誓約内容に違反した場合における注意事項を通知しているとのことであるが、違反した場合の注意事項とはどのような内容なのか。</p> <p>○ 誓約書の手続きが形式的なものになっているのではないかと。発注機関は捜査機関ではなく対応に限界もあり、発注者として悩ましいが、何かもう一工夫する必要があるのではないかと。また、受注があったという辞退理由には根拠はあるが、「開札日を間違えた」や「採算性が合わなかった」という理由は少し裏付けが確認しにくいと、仮に全者がそうした説明をした場合、発注者としてどのように対処するのかということはある。</p> <p>○ 辞退した4者は小規模工事のわりに長い工期で採算が見込めないという理由になっているが、それは確かなのか。そうだとすれば、もともと無理な条件だったということか。こういう採算が合わないという工事と言うからには、それなりのバックグラウンドがあって辞退者が増えてしまったのか、それとも別の要因なのかというところの分析をもう少し深掘りすべきではないのか。また、事情聴取で業者が言ったからだとするのは理由にならないのではと考える。そもそも、事情聴取はいきなり行っても遣り取りができず聞いて終わりになる可能性もある。その点はどういう趣旨の事情聴取なのか。</p> <p>○ 本件に関係する企業における過去の入札状況を見ると、かなり無効というものが多いが、これはどういうケースなのか。また、入札する意思はあったが入札し損ねる業者が多い状況については、競争性の確保の観点から好ましくない状況であり、そうした状況を減らすための検討も必要かと思われる。</p> <p>○ 応募するハードルが低すぎるのではないかと。工事の手続きが同時並行で進んでいる中で、辞退という行動が安易に行われている</p>	<p>○ 関係法律等に抵触する行為があった場合は指名停止期間の加重等を行うことがある旨を注意喚起している。</p> <p>○ 事情聴取した回答について、それをどこまで信用するのかということは課題であり、例えば誓約書に違反した場合のペナルティをより重くする等の検討が必要であると考えている。また、誓約書の遣り取りが形式的なものだけでは意味がないというご指摘は、当省としてもそのように認識している。</p> <p>○ 業者への事情聴取によれば、工事規模に対して長い工期設定であるほか、一部下請業者に請負わせる工事も含まれるなど、自社の利益が少なくなってしまうとのことであり、本件の工事規模を考えた場合、自社が得られる利益と技術者を工期末まで張り付けて実施する工事の規模としては割に合わないという企業判断から辞退したものと思われる。また、技術者の数でやれる仕事の数が決まるため、技術者を張り付けたい工事に張り付けていった時に、本案件と競合した他案件の方が自社としてはメリットがあり、他案件を優先したものと思われる。何れにしてもご指摘の意見を踏まえ、辞退した要因分析の深掘りを行うとともに、事情聴取の内容も詳細に確認し、改めて報告したい。</p> <p>○ 入札書の表紙が無いなど入札心得に違反する入札を無効として扱うものが一つ、また、調査基準価格を設定した案件で、その価格を下回る金額で入札した場合、施工体制を確認するための追加資料の提出義務があり、当該資料の提出を辞退した場合は無効として扱っており、無効の殆どはこれに該当する。その他には、一括審査方式の業務において受注によって無効になるものがある。</p> <p>○ ご指摘の意見については、当省としても状況を注視してまいりたい。また、辞退理由の妥当性について、背景等の深掘りを行い、そ</p>

<p>るように感じる。色々なシナリオが有り得るため、それぞれのケースを観ながら分析していく必要もあるのではないかと考える。</p> <p>○ 本件については、今後の予定として経過を注視していくということであり、そこをしっかりと行っていただきたい。また、辞退理由の妥当性等に関する分析の結果は、然るべき時点で説明をお願いします。</p>	<p>の結果は然るべき時点で報告したい。</p> <p>○ 承知した。</p>
報告事項	特になし。

<b>3. その他</b>	
項 目	(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 (2) 建設工事における総合評価落札方式の改正について (3) その他
意 見 ・ 質 問	回 答
<p><b>(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告</b></p> <p><b>参加要件、施工内容及び経年受注に関する こと</b></p> <p>○ 入札監視委員会における共通意見に関する報告では、これまで1者応札に関する内容が審議されてきたが、今回は1者応札以外にも様々な意見や情報があるのではないかとという観点から整理していただき、各委員の意見を拝見すると、その地域の状況を継続して審議しており、適切な意見がされているようである。</p> <p>このような様々な意見を各委員に情報共有することで、審議が活性化し、より機能的になるのではないかと考える。また、全国的に共通する内容もあるため、今回取りまとめた結果については、地方防衛局の入札監視委員会に情報共有して頂きたい。</p> <p>○ 島しょ部で実施したコンサルタント業務において、長年1者応札が続いている状況に関して、例えば発注ロットを工夫してみるなど、新規参入者を促進する発注方式の試みが必要ではないか。</p>	<p>○ 各地方防衛局の入札監視の体制の中で、どのような審議がされているかを総括的に議論していただくため、特に1者応札に着目して報告してきたが、前回会議のご指摘を踏まえ、今回は1者応札以外に着目して整理した。</p> <p>なお、ご指摘の意見を踏まえ、情報共有化も含め、入札監視委員会を活性化するための方策について検討してまいります。</p> <p>○ ご指摘のとおり、競争性を高めるための工夫は必要であると考えている。他方、競争環境が十分に整っていない島しょ部において、どうやって競争性を高めていくかは個々の状況に応じて検討していく必要もある。何れにしても、ご指摘のあった意見は関係部局に問</p>

## (2) 建設工事における総合評価落札方式の改正について

- 発注者における評価体制の見直しについては、技術評価点の差が付きやすくなるという意味では良いと思うが、様々な業種の業務がある中で公平に評価できる体制の確保に努めていただきたい。また、コンサルタント業務への一括審査方式の適用にあたっては、競争性の確保や業務の特殊性にも注意して適用していただきたい。
  - 新たに試行を開始する簡易確認型において、簡易確認資料による評価値の上位3者を落札候補者として詳細技術資料の提出を求め、その後の審査により順位が変動する場合とは、どのような場合なのか。また、詳細技術資料を審査した結果、順位が変動するようなケースは統計的にどの程度の割合で発生するのか。
  - 評価値の算定方法について、技術評価点を入札価格で除した値としているが、事業規模が大きくなる場合は分母が大きくなる。つまり、大きな事業規模ほど技術評価点1点を埋めるために安くしなければならない金額は大きくする必要があり、そういう意味では大きな事業ほど技術で競争していただきたいという考え方なのか。
  - 評価者5名の評価点について、上下値を除いた3名の平均値を採用することになるが、この改正により異常値を排除する手続きとなるため、運用にあたり発注部局間でバラツキが生じないように検討していただく必要もあると考える。
  - 今回の改正は多岐に亘ることから、改正した内容が競争にどのような効果を与えるのかという点に関して、例えばアンケートなどを行いながら注視することも重要である。
  - 防衛省の工事は特殊性がある一方で、国土交通省の産業情勢を踏まえた入札契約制
- 題意識として留意するよう周知したい。
  - ご指摘のあった運用面については、発注者へのアンケートを実施しながら効果を検証しつつ、更なる改善に取り組んでまいりたい。また、コンサルタント業務への一括審査方式の適用にあたっては、大規模事業に伴う工区分けにより分割発注を行う土質調査や磁気探査業務などでは十分な競争性が確保できており、そうした案件は積極的に適用したいと考えている。
  - 簡易確認資料による評価結果と詳細技術資料の内容が異なるケースでは、失格または無効として取り扱う場合があり、例えば上位3者の全てが無効となれば4位以下の者に詳細技術資料の提出を求め、審査するような場合が該当する。また、他省庁において簡易確認型を採用した実績を聞き取りしたところ、約20件程度で1件が4位以下の者に資料の提出を求めた事例があったとのことであり、当省としても実施状況は注視してまいりたい。
  - ご指摘のあった意見のとおり、私どもとしても入札価格が大きい案件では、技術評価点が高いと価格に対する影響も大きくなるため、そこも含めて競争をしていただくという考え方である。
  - 5名による評価にあたり、上下の値を排除する方法としているが、異常値の排除にあたっては、評価者間の認識を確認するなどし、適切な評価値となるよう運用してもらうことを考えている。何れにしてもご指摘のあった意見を踏まえ、発注部局間でバラツキが生じないように指導してまいりたい。
  - ご指摘のあった意見について、競争参加者、発注者双方へのアンケートを実施しながら効果について検証を行ってまいりたい。
  - 承知した。

度を取り入れていくということであり、全体の方向としてぶれないように運営して頂きたい。

**(3) その他**

- 次回の会議は、平成31年7月31日（水）15時30分から17時30分とする。

報告事項

特になし。